

# 日本女子テニス連盟 新潟県支部 規約

## 第1章 総則

(名 称)

第1条 本支部は、日本女子テニス連盟新潟県支部（以下支部という）と称する。

(事務所)

第2条 本支部は、事務局を理事長宅におくものとする。理事長宅におけない場合は、支部長宅とする。

(所 属)

第3条 本支部は、日本女子テニス連盟（以下本部という）、英文では、JAPAN LADIES TENNIS FEDERATION（本部の略称をJLTFとする）に所属する。

## 第2章 目的及び構成

(目 的)

第4条 本支部は、テニスをとおして広く親睦を深め、心身の育成及び技術の向上を達成することと共にテニスの発展に貢献することを目的とする。

2) 本部の活動目的を理解し、これを支援する。

(構 成)

第5条 本支部は、新潟県に居住する女子テニス愛好家で支部の活動目的に賛同する者によって構成される。

2) 本支部は上越・中越・下越・新潟の4地区に分けて組織する。

## 第3章 事業

(事 業)

第6条 本支部は、第4条の目的を達成するために本部と協調し次の事業を行う。

(1) 日本女子テニス連盟の事業

(2) 県内女子テニス大会の開催

(3) その他本支部の発展向上のための必要事項

## 第4章 会員

(種 別)

第7条 本支部の会員は、次のとおりとする。

(1) クラブ会員 各地区に登録したクラブに所属する女子個人

(2) 個人会員 各地区に登録したクラブに所属しない女子個人

(3) 賛助後援会員 本支部の目的に賛同し援助する個人又は団体。  
男性可。但し、決議権を持たないものとする。

(入 会)

第8条 会員になろうとするものは、以下の手続きによる。

- (1) クラブ会員 支部で定められた入会手続を行う
- (2) 個人会員 支部で定められた入会手続を行う
- (3) 賛助後援会員 支部で定められた入会手続を行う

(会 費)

第9条 本支部の登録料及び会費は、役員会の決議を経て別に定める。

- 2) 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第10条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 除名されたとき

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、役員会の決議を経て、会長がこれを除名することができる。このばあいその会員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本支部の名誉を傷つけ、又は本支部の目的に反する行為があったとき
- (2) 本支部の会員としての義務に違反したとき

## 第5章 役員

(役 員)

第12条 支部に下記の役員を置くものとする。

- (1) 支部長、(副支部長)、理事長、(副理事長)、常務理事、理事、会計、各委員長、(副委員長)とし、役員会を構成する。
- (2) 副支部長、副理事長、副委員長は必要に応じて置くことができる。
- (3) 会計監査を置くものとする。ただし表決権は持たないものとする。
- (4) 上記の役員の他に、名誉会長、名誉会員、顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第13条 支部長、(副支部長)、理事長、(副理事長)各委員長、会計監査は、役員会において推挙し総会において承認する。

- 2) 常務理事、理事は各地区から推挙された1名ずつとし、総会において承認する。
- 3) 会計理事1名は、役員会において推挙し、総会の承認を得るものとする。
- 4) 名誉会長、名誉会員、顧問は総会の承認を得て支部長が委嘱する。

(役員任期)

第14条 支部長、理事長の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

- 2) 副支部長、副理事長の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

- 3) 常務理事、理事、各委員長の任期は2年とし再任を妨げないものとする。
- 4) 会計監査の任期は1年とし再任を妨げないものとする。

## 第6章 会議

### (会議)

第15条 支部の会議は、総会、役員会とする。

総会は代議員制とする。会員の出席は可、但し決議権はないものとする

- 2) 議長は支部長が行う。支部長不在の場合は、理事長が行う。

### (総会の招集)

第 条 総会は支部の議決機関であって、年1回支部長が招集し開催する。

但し必要と認めたときはこれを臨時に開催することが出来る。

### (総会の議決事項)

第 条 総会において次の事項を審議し、承認を得るものとする。

- (1) 事業報告及び決算
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 規約の改正
- (4) 役員を選出
- (5) その他の重要事項

### (役員会の招集)

第16条 通常役員会は、年2回定時に支部長が招集する。

- 2) 臨時役員会は、必要に応じて開催するものとする。

### (役員会の議決事項)

第17条 (1) 事業報告及び決算  
(2) 事業計画及び予算  
(3) 規約の改正  
(4) 役員を選出  
(5) その他の重要事項

### (定足数)

第17条 総会、役員会は、それぞれ役員数の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2) 議事は出席者の過半数の賛同をもって決定する。可否同数の時は議長がこれを決する。

### (議事録)

第18条 すべて会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表1名以上が押印の上これを保存する。

## 第7章 委員会

(種別)

第19条 役員会が必要と認めたときは、別に委員会を設けることができる。  
委員会での決定事項は役員会の承認を得るものとする。

## 第8章 会計

(運営費)

第20条 支部の運営費は下記のものより支弁する。

- 1) 入会金及び年会費
- 2) 各種助成金
- 3) 事業に伴う剰余金
- 4) その他

(事業年度及び会計年度)

第21条 事業年度及び会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。

## 第8章 規約の変更

(規約の変更)

第22条 本規約は、役員現在数の過半数の議決を経なければならない。

## 第9章補 足

(書類の備付等)

第23条 本部の事務所に、次の書類を備えなければならない。

- (1) 規約
- (2) 個人会員の名簿
- (3) 役員の名簿
- (4) 収入支出に関する帳簿及びその証拠書類
- (5) 役員会の議事に関する書類
- (6) その他必要な書類

(慶弔規程)

第24条 慶弔費等は、別に規程を設ける。

(細則)

第25条 本規約の施行に関し必要な細則は、役員会で定めるものとする。  
2) この細則の変更は、役員現在数の過半数の議決を経なければならない。

(付則)

第26条 本支部は1985年4月1日に設立し、  
本規約は1994年4月1日より施行するものとする。  
本規約は1996年4月10日一部改正し施行する。

2000年4月4日一部改正し施行する。  
2008年4月1日一部改正し施行する。  
2015年4月1日一部改正し施行する。

## 規 約 細 則

### 【会 費】

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| 1. クラブ登録料（初回のみ） | 1,000円 |
| 2. クラブ会員        | 1,100円 |
| 3. 個人会員         | 1,100円 |
| 4. 賛助後援会員       | 1,100円 |

内訳 本部 400円、 支部 600円、 地区 100円。

### 【慶弔規定】

会員には出さない。  
その時の状況も考慮して3役で決める。

### 【附則】

- 1) 本細則は2007年4月1日より施行。(2007年3月8日役員会決定)